



平成 23 年 9 月 8 日

各 位

会 社 名 株式会社トランスジェニック
代表者名 代表取締役社長 福 永 健 司
(コード番号 2342 東証マザーズ)
問合せ先 取 締 役 船 橋 泰
(電話番号 078-306-0590)

訴訟の提起に関するお知らせ

当社は、平成 23 年 8 月 19 日付（訴状送達日：平成 23 年 9 月 5 日）で神戸地方裁判所において、訴訟の提起を受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 訴訟が提起された年月日および裁判所

- (1) 訴訟が提起された年月日：平成 23 年 8 月 19 日（訴状送達日：平成 23 年 9 月 5 日）
- (2) 訴訟が提起された裁判所：神戸地方裁判所

2. 訴訟に至った経緯

原告である株式会社 GMJ は、癌遺伝子治療医薬品開発事業、非臨床試験受託事業及び実験用動物の輸入販売業を営むベンチャー企業であります。

平成 23 年 3 月から 4 月にかけて、同社の非臨床試験受託事業に従事する役員及び従業員が相次いで同社を退職し、当社への移籍を希望したため、当社は慎重に検討の上、当該従業員が有する非臨床試験受託事業における豊富な経験が、当社の主力業務であるマウス事業にとって有益であり、大きなシナジー効果が期待できると判断し、その雇用に応じることと致しました。

本訴訟は、上記役員及び従業員の退職及び当社による雇用の、非臨床試験受託事業における顧客奪取を目的とした違法行為であると主張する原告が、当該行為によって収益機会を喪失したとして、当社に対し損害賠償を請求しているものであります。

3. 訴訟を提起した者の概要

(1)	名 称	株式会社 GMJ
(2)	所 在 地	兵庫県神戸市中央区港島南町一丁目 5 番 1
(3)	代表者の役職・氏名	代表取締役 阪井 寛史

4. 訴訟内容

- (1) 訴 訟 の 内 容：損害賠償請求訴訟
- (2) 請 求 金 額：4 億 210 万円

5. 今後の見通し

上記役員および従業員の退職理由は、原告代表者と上記役員との間の経営方針の乖離及び従業員への不当な処遇を理由とする自発的なものであります。また、原告会社の非臨床試験受託事業及び実験

用動物の輸入販売事業については、上記退職役員及び従業員が個人的にノウハウを保有していた属人的業務であり、原告会社は独自の経営資源を何ら有しておりません。

非臨床試験受託事業における当社の顧客獲得についても、顧客企業における公正で自主的な経営判断に基づいたものであり、原告が主張する如き違法行為には該当しないと認識しております。

当社は、本件損害賠償請求が合理性に欠ける不当なものであることから、当該請求につき全面的に争う方針であります。

当該訴訟に基づき今後の業績に与える影響を予測することは困難であると考えておりますが、現時点におきましては、当社が損害賠償義務を負う理由はないものと考えております。なお、今後開示すべき事項が発生した場合は、速やかに開示いたします。

以上